

## 仕様書

### 1 件名 令和8年度精華町大型バス運行管理業務委託

### 2 基本条件

町大型バス1台を運行計画書等に基づき、安全かつ適正に運行及び管理するため、「精華町大型バス運行管理業務委託について」(別紙)に掲げる事項をすべて満たしていること。

### 3 契約期間 令和8年7月1日から令和9年3月31日

### 4 委託対象車両について

町バス1台(大型バス)を運行管理すること。

	車両番号	自動車の種別	長さ	幅	高さ
大型バス (リース車両)	京都 200 は 629	普通	11,990mm	2,490mm	3,500mm
	初年度登録	乗車定員	車名	型式	燃料
	平成 31 年 (令和元年)	62 人	日野	RU1ASDA	軽油

### 5 運行管理業務について

#### (1) バス運行計画に基づく運行業務

- ・バス運行を要する日程については、その日程の属する前月25日までの確定を基本とし、以降の日程については、受注者と協議の上、運行の決定を行うこととする。
- ・運行日のバス運行計画書は、運行の5日前までにファックス、電子メール等により受注者に提出することとする。
- ・受注者は、バス運行計画書の受領確認をするとともに、発注者へ運行日ごとに配車時間、行程等を記載した運行表を提出する。
- ・運行の標準時間は、配車場所及び解散場所から保管場所への移動時間と始業、終業点検等(各30分以内)を含む時間とする。

## (2) 大型バスの保管業務

- ・大型バスは、精華町役場での保管を基本とするが、待機時間やその他必要な場合は受注者において保管するものとする。

## (3) バスの整備及び点検等の業務

- ・バスの運行等に支障がないよう、随時整備工場等において整備点検し、車両を適正に保つこと。また、運行に際しての始業、終業時点検を必ず行うものとする（車両の清掃を含む。）

## 6 運行に係る金額について

1回の運行あたり以下のとおり区分した金額（税別）設定とする。

- ・ 3時間未満
- ・ 3時間以上5時間未満
- ・ 5時間以上7時間未満
- ・ 7時間以上9時間未満
- ・ 9時間以上30分単位切上げ30分あたり
- ・ 宿泊を伴う場合 1泊あたり
- ・ 当日キャンセルの場合

<備考：9時間以上運行の場合の金額算出について>

- ① 7時間以上9時間未満の金額を適用
- ② 9時間を越えた時間（30分単位切上げ30分あたり）の金額を①に加算する。

## 7 燃料費について

燃料費については、受注者は給油の領収書等支払いの額が明らかな書類を発注者に提出し、精算するものとする。

## 8 支払について

- ①バス運行管理業務委託料については、受注者は1ヵ月ごとに運行実績等が分かる資料を提出し、発注者の検査が完了した後に支払うこととする。
- ②その他実費についても、1ヵ月ごとの精算を基本とし、必要に応じて両者の協議を以って支払うこととする。

## 9 任意保険の加入について

不測の事故に備えて、受注者は契約期間中任意保険に加入し、事故が発生した際には、被害・加害問わず誠実な対応で解決すること。なお、任意保険の加入については、以下の保険内容と同等以上の任意保険に加入しその金額を発注者に請求すること。

保険種類	対人賠償	対物賠償	車両保険	搭乗者保険	人身傷害
補償上限額	無制限	無制限	免責無 大型バス：3,880万円	1,000万円	5,000万円

## 10 費用負担

費用負担については、以下のとおりとし、受注者負担分については、契約金額に含むものとする。

受注者負担	発注者負担	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行管理費用</li> <li>・ 車両維持管理費</li> <li>・ 車両日常点検費用</li> <li>・ 車両管理に伴う消耗品費</li> <li>・ 事故に係る補償及び車両修繕費用</li> <li>・ 貸与品の通常使用以外（紛失・破損等）で生じた費用</li> <li>・ 代替車運行費用（受注者の故意又は過失等による場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定点検整備料</li> <li>・ 法定点検（車検）時の法定手数料、自賠償保険、重量税、自動車リサイクル法関連費用</li> <li>・ 車両維持管理に伴う修繕費用</li> <li>・ 車両運行に必要な消耗品費（タイヤ等）</li> <li>・ 委託車両の燃料代</li> <li>・ 自動車任意保険料</li> <li>・ 有料道路通行料</li> <li>・ 駐車場料金</li> <li>・ 代替車運行費用（受注者の故意又は過失等によらない場合）</li> </ul>	

## 11 その他

①町大型バスが故障等によりやむを得ず運行することができない場合には、運行日の乗車人数に応じた車両（代替車）を用意し、運行することができること。なお、町大型バスが運行できない事由が受注者の故意又は過失等によらない場合、代替車の用意に係る費用については発注者が負担することとする。

- ②受注者は、業務の委託を第三者に再委託若しくは請け負わせ、又はこの契約により生ずる権利義務を譲渡してはならない。ただし、発注者の許可を得た場合はこの限りでない。
- ③臨時的に公用車（多人数乗用車）の運行を委託する場合がある。
- ④その他、仕様書に明記されていない事項であっても、運行管理業務を遂行する上で必要な事項は、両者協議により施行することとする。

(別紙)

## 精華町大型バス運行管理業務委託について

1. 安全性及び信頼性を確保するという観点から、以下の条件をすべて満たすこと。
  - ・一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。
  - ・過去2年間に半年以上継続した地方公共団体のバス運行管理業務にかかる契約を2回以上締結した実績を有していること。
  - ・運転者資格(大型二種免許資格)を有している乗務員が5名以上在籍していること。
  - ・道路運送法上必要な整備管理者が当該バス管轄営業所に1名以上常駐していること。
  - ・必要な際は大型バスの保管管理が可能なこと。
  - ・車検、修理等に速やかに対応できること。
  
2. その他条件
  - ・令和7・8年度物品役務の一般競争入札参加資格を有していること。
  - ・事故発生時には被害、加害を問わず、誠実な対応をとること。
  - ・委託業務上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。
  - ・バス運転者については60分程度以内で、出発場所(精華町等)に到着できること。
  - ・町大型バスが故障等の場合には、車両(代替車)を用意し、運行することができること。